

和歌山地方最低賃金審議会（第6回）資料目次

- 1 和歌山県の最低賃金額の推移
- 2 最低賃金の改定状況
- 3 令和4年度 地域別最低賃金 答申状況
- 4 令和4年度 和歌山地方最低賃金審議会審議経過
- 5 令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表
- 6 特定最低賃金の改正等に関する意向表明書

和歌山県の最低賃金額の推移

和歌山県最低賃金				和歌山県鉄鋼業最低賃金			和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金		
発効年度	日額[円]	時間額[円]	発効年月日	日額[円]	時間額[円]	発効年月日	日額[円]	時間額[円]	発効年月日
昭和47年	1,060	133	48. 1. 20 和歌山市以外 48. 3. 1						
昭和48年	1,250	157	49. 3. 30						
昭和49年	1,640	205	50. 2. 27						
昭和50年	1,896	237	51. 2. 27						
昭和51年	2,080	260	51.11.13						
昭和52年	2,281	286	52.10.31						
昭和53年	2,426	304	53.10. 9						
昭和54年	2,576	322	54.10. 6						
昭和55年	2,755	345	55.10.18						
昭和56年	2,930	367	56.10.10						
昭和57年	3,087	386	57.10. 6						
昭和58年	3,185	399	58.10. 6						
昭和59年	3,283	411	59.10. 5						
昭和60年	3,401	426	60.10. 3						
昭和61年	3,503	438	61.10. 1						
昭和62年	3,580	448	62.10. 1						
昭和63年	3,687	461	63.10. 1						
平成元年	3,837	480	1.10. 1	4,327	541	2. 3. 25			
平成 2年	4,022	503	2.10. 1	4,565	571	2.12. 26	4,192	524	2. 5. 19
							4,424	553	3. 3. 16
平成 3年	4,218	528	3.10. 1	4,839	605	3.12. 30	4,674	585	3.12. 30
平成 4年	4,394	550	4.10. 1	5,054	632	4.12. 30	4,880	610	4.12. 30
平成 5年	4,529	569	5.10. 1	5,214	652	5.12. 30	5,040	630	5.12. 30
平成 6年	4,637	582	6.10. 1	5,348	669	6.12. 30	5,168	647	6.12. 30
平成 7年	4,743	594	7.10. 1	5,470	683	7.12. 30	5,280	661	7.12. 30
平成 8年	4,842	606	8.10. 1	5,584	697	8.12. 30	5,399	676	8.12. 30
平成 9年	4,948	619	9.10. 1	5,706	712	9.12. 30	5,519	691	9.12. 30
平成10年	5,037	630	10.10. 1	5,800	725	10.12. 30	5,613	704	10.12. 30
平成11年	5,082	635	11.10. 1	5,850	732	11.12. 30	5,663	710	11.12. 30
平成12年	5,122	641	12.10. 1	5,896	738	12.12. 30	5,707	716	12.12. 30
平成13年	5,157	645	13.10. 1	5,931	742	13.12. 30	5,742	720	13.12. 30
平成14年		645	14.10. 1	5,937	743	14.12. 30		721	14.12. 30
平成15年		645	14.10. 1		744	15.12. 30		721	14.12. 30
平成16年		645	14.10. 1		747	16.12. 30		721	14.12. 30
平成17年		649	17.10. 1		752	17.12. 30		723	17.12. 30
平成18年		652	18.10. 1		757	18.12. 30		727	18.12. 30
平成19年		662	19.10. 20		769	19.12. 30		732	19.12. 30
平成20年		673	20.10. 31		782	20.12. 30		738	20.12. 30
平成21年		674	21.10. 31		785	21.12. 30		739	21.12. 30
平成22年		684	22.10. 29		793	22.12. 30		741	22.12. 30
平成23年		685	23.10. 13		799	23.12. 30		743	24. 1. 6
平成24年		690	24.10. 1		805	24.12. 30		747	24.12. 30
平成25年		701	25.10. 19		818	25.12. 30		754	25.12. 30
平成26年		715	26.10. 17		834	26.12. 30		765	26.12. 30
平成27年		731	27.10. 2		849	27.12. 31		780	28. 1. 3
平成28年		753	28.10. 1		871	28.12. 30		799	28.12. 30
平成29年		777	29.10. 1		895	29.12. 30		810	29.12. 30
平成30年		803	30.10. 1		921	30.12. 30		830	30.12. 30
令和元年		830	1.10. 1		948	1.12. 30		850	1.12. 30
令和 2年		831	2.10. 1		949	2.12. 30		851	3. 2. 11
令和 3年		859	3.10. 1		977	3.12. 30		869	3.12. 30
令和 4年		889	4.10. 1		1,008	4.12. 30		869	3.12. 30

最低賃金の改定状況

和歌山労働局

年 度	平成 2 9 年				平成 3 0 年			
	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日
和歌山県 最低賃金	777	24	3.19	29.10.1	803	26	3.35	30.10.1
鉄鋼業	895 (1.15)	24	2.76	29.12.30	921 (1.15)	26	2.91	30.12.30
百貨店, 総合スーパー	810 (1.04)	11	1.38	29.12.30	830 (1.03)	20	2.47	30.12.30

年 度	令 和 元 年				令 和 2 年			
	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日
和歌山県 最低賃金	830	27	3.36	1.10.1	831	1	0.12	2.10.1
鉄鋼業	948 (1.14)	27	2.93	1.12.30	949 (1.14)	1	0.11	2.12.30
百貨店, 総合スーパー	850 (1.02)	20	2.41	1.12.30	851 (1.02)	1	0.12	3.2.11

年 度	令 和 3 年				令 和 4 年			
	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日
和歌山県 最低賃金	859	28	3.37	3.10.1	889	30	3.49	4.10.1
鉄鋼業	977 (1.14)	28	2.95	3.12.30	1,008 (1.13)	31	3.17	4.12.30
百貨店, 総合スーパー	869 (1.01)	18	2.12	3.12.30	-	-	-	-

特定最賃の()内は、県最賃との比率(小数点第3位四捨五入)

令和4年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日(※2)
北海道	C	30	920 (889)	31	+1	2022年 10月2日
青森	D	30	853 (822)	31	+1	2022年 10月5日
岩手	D	30	854 (821)	33	+3	2022年 10月20日
宮城	C	30	883 (853)	30		2022年 10月1日
秋田	D	30	853 (822)	31	+1	2022年 10月1日
山形	D	30	854 (822)	32	+2	2022年 10月6日
福島	D	30	858 (828)	30		2022年 10月6日
茨城	B	31	911 (879)	32	+1	2022年 10月1日
栃木	B	31	913 (882)	31		2022年 10月1日
群馬	C	30	895 (865)	30		2022年 10月8日
埼玉	A	31	987 (956)	31		2022年 10月1日
千葉	A	31	984 (953)	31		2022年 10月1日
東京	A	31	1072 (1041)	31		2022年 10月1日
神奈川	A	31	1071 (1040)	31		2022年 10月1日
新潟	C	30	890 (859)	31	+1	2022年 10月1日
富山	B	31	908 (877)	31		2022年 10月1日
石川	C	30	891 (861)	30		2022年 10月8日
福井	C	30	888 (858)	30		2022年 10月2日
山梨	B	31	898 (866)	32	+1	2022年 10月20日
長野	B	31	908 (877)	31		2022年 10月1日
岐阜	C	30	910 (880)	30		2022年 10月1日
静岡	B	31	944 (913)	31		2022年 10月5日
愛知	A	31	986 (955)	31		2022年 10月1日
三重	B	31	933 (902)	31		2022年 10月1日
滋賀	B	31	927 (896)	31		2022年 10月6日
京都	B	31	968 (937)	31		2022年 10月9日
大阪	A	31	1023 (992)	31		2022年 10月1日
兵庫	B	31	960 (928)	32	+1	2022年 10月1日
奈良	C	30	896 (866)	30		2022年 10月1日
和歌山	C	30	889 (859)	30		2022年 10月1日
鳥取	D	30	854 (821)	33	+3	2022年 10月6日
島根	D	30	857 (824)	33	+3	2022年 10月5日
岡山	C	30	892 (862)	30		2022年 10月1日
広島	B	31	930 (899)	31		2022年 10月1日
山口	C	30	888 (857)	31	+1	2022年 10月13日
徳島	C	30	855 (824)	31	+1	2022年 10月6日
香川	C	30	878 (848)	30		2022年 10月1日
愛媛	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月5日
高知	D	30	853 (820)	33	+3	2022年 10月9日
福岡	C	30	900 (870)	30		2022年 10月8日
佐賀	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月2日
長崎	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月8日
熊本	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月1日
大分	D	30	854 (822)	32	+2	2022年 10月5日
宮崎	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月6日
鹿児島	D	30	853 (821)	32	+2	2022年 10月6日
沖縄	D	30	853 (820)	33	+3	2022年 10月6日
全国加重平均			961 (930)	31		-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

令和 4 年度 和歌山地方最低賃金審議会審議経過（地域別最賃）

6月30日（木）13:30～	公益代表委員会議	（アバローム紀の国）
6月30日（木）14:00～	第 1 回審議会 ・ 運営規程の確認 ・ 議事録確認委員の選出 ・ 県最賃改定の諮問 ・ 審議の進め方、審議事項等の審議 ・ 専門部会の設置	（アバローム紀の国）
7月28日（木）17:00～	第 2 回審議会 ・ 関係労使からの意見聴取	（和歌山労働局）
7月28日（木）18:00～	第 1 回専門部会 ・ 運営規程の確認 ・ 部会長・部会長代理の選出 ・ 議事録確認委員の選出 ・ 審議の進め方、審議事項等の審議 ・ 生活保護との整合性 ・ 金額審議に向けての意見交換等	（和歌山労働局）
8月1日（月）11:00～	第 2 回専門部会 ・ 地域の経済動向、賃金実態等の検討	（和歌山労働局）
8月2日（火）	中央最低賃金審議会の目安答申	
8月3日（水）17:00～	第 3 回専門部会 ・ 中央審議会目安の伝達 ・ 金額審議	（和歌山労働局）
8月4日（木）18:00～	第 4 回専門部会 ・ 金額審議	（和歌山労働局）
8月5日（金）13:00～	第 5 回専門部会 ・ 金額審議 ・ 採決により結審（専門部会結論） ・ 専門部会報告案の作成	（和歌山労働局）
8月5日（金）14:20～	第 3 回審議会 ・ 専門部会報告の審議 ・ 専門部会報告の採決 ・ 県最賃改定の答申 ・ 専門部会の廃止	（和歌山労働局）
8月22日（月）	異議申出締切日（2件の異議申出を受理）	
8月23日（火）10:20～	第 4 回審議会 ・ 異議申出に対する諮問 ・ 答申どおり決定することを答申	（和歌山労働局）
9月1日（木）	官報公示	
10月1日（土）	発効（859円から889円に改定）	

令和4年度 和歌山地方最低賃金審議会審議経過（特定最賃）

2月1日（火）	鉄鋼業最低賃金の改正に関する意向表明書受理	
3月18日（金）	百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定に関する意向表明書受理	
7月4日（月）	改正決定の申出書受理（百貨店、総合スーパー）	
	決定（新設）の申出書受理（百貨店、総合スーパー、各種食料品小売業）	
7月15日（金）	改正決定の申出書受理（鉄鋼業）	
7月28日（木）17:00～	第2回審議会 ・特定最賃の決定等の必要性の諮問（百・鉄、小） ・特別小委員会の設置 ・特別小委員会委員の指名	（和歌山労働局）
8月1日（月）10:00～	第1回特別小委員会 ・運営規程の確認 ・委員長・委員長代理の選出 ・議事録確認委員の選出 ・改正決定の必要性の審議（百・鉄） ・決定（新設）の必要性の審議（小） ・鉄鋼業最低賃金改正決定の必要性有りの報告書作成	（和歌山労働局）
8月23日（火）8:56～	第2回特別小委員会 ・改正決定の必要性の審議（百） ・決定（新設）の必要性の審議（小） ・百貨店、総合スーパー、各種食料品小売業決定（新設） 必要性無しの報告書作成	（和歌山労働局）
8月23日（火）10:20～	第4回審議会 ・特別小委員会報告の審議（鉄、小） ・特定最賃の決定等の必要性の答申（小） ・鉄鋼業最低賃金改定の諮問 ・専門部会の設置（鉄）	（和歌山労働局）
9月2日（金）10:00～	第3回特別小委員会 ・改正決定の必要性の審議（百）	（和歌山労働局）
10月12日（水）19:02～	第1回鉄鋼業専門部会 ・運営規程の確認 ・部会長・部会長代理の選出 ・議事録確認委員の選出 ・金額審議に向けての意見交換等	（和歌山労働局）
10月18日（火）18:56～	第4回特別小委員会 ・改正決定の必要性の審議（百） ・百貨店、総合スーパー最低賃金改正決定の必要性無しの 報告書作成	（和歌山労働局）
10月20日（木）18:58～	第2回鉄鋼業専門部会 ・金額審議 ・結審（専門部会結論） ・専門部会報告書の作成	（和歌山労働局）
11月1日（火）9:59～	第5回審議会 ・特別小委員会報告の審議（百） ・特定最賃の改正決定の必要性の答申（百）	（和歌山労働局）
11月7日（月）	異議申出締切日（鉄鋼業：異議申出無し）	
11月17日（木）	官報公示	
12月30日（金）	発効（977円から1,008円に改正）	

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

10月1日(日)発効とするためには、8月7日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
8月1日(火)		8月16日(水)		8月28日(月)		9月27日(水)
8月2日(水)		8月17日(木)		8月29日(火)		9月28日(木)
8月3日(木)		8月18日(金)		8月30日(水)		9月29日(金)
8月4日(金)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月5日(土)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月6日(日)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月7日(月)		8月22日(火)		9月1日(金)		10月1日(日)
8月8日(火)		8月23日(水)		9月4日(月)		10月4日(水)
8月9日(水)		8月24日(木)		9月5日(火)		10月5日(木)
8月10日(木)		8月25日(金)		9月6日(水)		10月6日(金)
8月11日(金)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月12日(土)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月13日(日)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月14日(月)		8月29日(火)		9月8日(金)		10月8日(日)
8月15日(火)		8月30日(水)		9月11日(月)		10月11日(水)
8月16日(水)		8月31日(木)		9月12日(火)		10月12日(木)
8月17日(木)		9月1日(金)		9月13日(水)		10月13日(金)
8月18日(金)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月19日(土)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月20日(日)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月21日(月)		9月5日(火)		9月15日(金)		10月15日(日)
8月22日(火)		9月6日(水)		9月19日(火)		10月19日(木)
8月23日(水)		9月7日(木)		9月20日(水)		10月20日(金)
8月24日(木)		9月8日(金)		9月21日(木)		10月21日(土)
8月25日(金)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月26日(土)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月27日(日)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月28日(月)		9月12日(火)		9月25日(月)		10月25日(水)
8月29日(火)		9月13日(水)		9月26日(火)		10月26日(木)
8月30日(水)		9月14日(木)		9月27日(水)		10月27日(金)
8月31日(木)		9月15日(金)		9月28日(木)		10月28日(土)
9月1日(金)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

10月1日(日)発効とするためには、8月7日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
9月2日(土)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月3日(日)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月4日(月)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月5日(火)		9月20日(水)		10月2日(月)		11月1日(水)
9月6日(水)		9月21日(木)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月7日(木)		9月22日(金)		10月4日(水)		11月3日(金)
9月8日(金)		9月25日(月)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月9日(土)		9月25日(月)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月10日(日)		9月25日(月)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月11日(月)		9月26日(火)		10月6日(金)		11月5日(日)
9月12日(火)		9月27日(水)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月13日(水)		9月28日(木)		10月11日(水)		11月10日(金)
9月14日(木)		9月29日(金)		10月12日(木)		11月11日(土)
9月15日(金)		10月2日(月)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月16日(土)		10月2日(月)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月17日(日)		10月2日(月)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月18日(月)		10月3日(火)		10月16日(月)		11月15日(水)
9月19日(火)		10月4日(水)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月20日(水)		10月5日(木)		10月18日(水)		11月17日(金)
9月21日(木)		10月6日(金)		10月19日(木)		11月18日(土)
9月22日(金)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月23日(土)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月24日(日)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月25日(月)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月26日(火)		10月11日(水)		10月23日(月)		11月22日(水)
9月27日(水)		10月12日(木)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月28日(木)		10月13日(金)		10月25日(水)		11月24日(金)
9月29日(金)		10月16日(月)		10月26日(木)		11月25日(土)
9月30日(土)		10月16日(月)		10月26日(木)		11月25日(土)
10月1日(日)		10月16日(月)		10月26日(木)		11月25日(土)
10月2日(月)		10月17日(火)		10月27日(金)		11月26日(日)
10月3日(火)		10月18日(水)		10月30日(月)		11月29日(水)



2023年2月1日

和歌山労働局長 殿

和歌山県和歌山市湊1850番地

基幹労連和歌山県本部

委員長 山本 龍一



鉄鋼業最低賃金の改正に関する意向表明書

我々は、最低賃金法第15条1の規定により、和歌山県鉄鋼業の最低賃金の改正に関する申し出を、2023年7月末には完了していく予定である。

したがって、あらかじめ下記の通り、現行の鉄鋼業最低賃金改正の申し出を行う意向であることを表明する。

記

1. 改正の申し出を予定する者が代表する基幹的労働者の範囲

和歌山県において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者

2. 改正の申し出を予定している最低賃金の件名

和歌山県鉄鋼業最低賃金

3. 改正の申し出を予定している理由

当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の最低賃金に関する労働協約をもって、法定最低賃金の改正を求めるものである。

4. 改正の申し出を予定している代表者

基幹労連和歌山県本部

委員長 山本 龍一（日本製鉄和歌山労働組合 組合長）

以上

